様式第7号(第8条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 相馬地方広域水道企業団企業長 | 印 |

児童手当支払差止通知書

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

　なお、この処分に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に福島県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に相馬地方広域水道企業団を被告として（訴訟において相馬地方広域水道企業団を代表する者は企業長となります。）提起することができます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支  払  差  止  の  内  容 | 支払差止事由 |  |
| 支払差止額 | 円 |
| 支払差止期間 | 年　　　月分から  　　　　　年　　　月分まで |